

京都市告示第217号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年6月16日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科東野緯7の1号線	山科区東野北井ノ上町5番地の18地先から 同町4番地の82地先まで	告示の日
八条経18号線	下京区観喜寺町10番地の42地先から 同町10番地の1地先まで	〃
嵯峨緯103号線	右京区嵯峨広沢南下馬野町15番地の2地先から 同町20番地の2地先まで	〃
淀41号線	伏見区淀木津町359番地地先内	〃

(建設局土木管理部道路明示課)